

平成 21 年 5 月 1 日
JICA

新環境社会配慮ガイドライン修正案

序

1. 社会影響、社会人権宣言と民主主義の言及

⇒1.1 理念に関連の記述はあるが、JBIC ガイドライン前書きのパラ 2「環境社会配慮とは、自然のみならず、非自発的住民移転や先住民族等の人権の尊重他の社会面を含む環境に配慮することを言う」を、パラ 3 の後に、冒頭に「そもそも、」を足して挿入する。

2. 5 年以内の見直しと 10 年以内の包括的検討の両者が改定にかかる表現

⇒序から最後の該当パラを削除し、2.10 のパラ 2 の「包括的検討を行って、その結果」を「包括的検討を行う。それらの結果」に修正する。

1.3 定義

3. 質問(協力準備調査、合意文書)、定義の追加(補完型調査、詳細設計調査、環境レビュー、開発計画調査型技術協力、フォローアップ)、定義の確認(協力準備調査と、マスタープラン調査、フィージビリティ調査、基本設計調査)

⇒ガイドラインの議論を一通り行った後に修正と追加を行う。

4. 「協力プログラム」の追加

⇒「協力プログラム」とは、特定の開発目標達成を支援するための協力目標とそれを達成するための適切な協力シナリオをいう。

5. 「プロジェクト形成」の追加

⇒「プロジェクト形成」とは、協力準備調査のうち、有償資金協力、無償資金協力又は技術協力プロジェクトの個別案件の発掘・形成及び妥当性・有効性・効率性等の確認を行うものをいう。

1.5 JICA の責務

6. 「共同して」「共同作業を通じて」の取り扱い

⇒一義的には実施主体は相手国政府であるが、環境社会配慮調査と開発計画調査型技術協力部分で文脈上必要な箇所については残す。

1.8 緊急時の措置

7. 「事前の報告」や「必要に応じての助言」の挿入

⇒「JICAは、早期の段階においてカテゴリ分類、緊急の判断と実施する手続きを審査諮問機関に報告し、必要な場合は助言を求める。」に修正。

1.10 審査諮問機関

8. 現状に即した名称の変更

⇒環境社会配慮審査会に変更。

II. 環境社会配慮のプロセス

9. プロセスの適当な用語への変更

⇒EIA プロセスといった表現もあることからプロセスで特に問題ない。一方、記載の順番をEIA プロセスの時間的経過に即する（カテゴリ分類→環境社会配慮の項目→情報の公開→現地ステークホルダーとの協議→JICA の意思決定→審査諮問機関による助言→参照する法令と基準→社会環境と人権への配慮→ガイドラインの適切な実施と遵守の確保→ガイドラインの適用と見直し）。

2.4 審査諮問機関による助言

10. 諮問から助言への変更

⇒助言とすることが適当。

2.5 カテゴリ分類

11. パラ3のエンジニアリング・サービス借款が、カテゴリAとならない理由

⇒E/S借款の事業内容は調査であることから、カテゴリ分類についてはこれを踏まえた内容（カテゴリB）とする。但し、E/S借款の運用については、これが真に必要な場合に限定するものとする。

2.6 参照する法令と基準

12. パラ3「世界銀行セーフガードポリシーと適合しているかどうかを確認する」に戻す

⇒expected to meet にあった言葉として適合は強い、沿う／対応する／基づいている／踏まえている等の表現に置き換える。「大きな乖離が無いこと」を括弧で残す。

2.8JICA の意思決定

13. 「環境社会配慮が確保できないと判断する場合」を全スキーム対象とする。

⇒2.8.1にある表現とあわせて「適切な環境社会配慮がなされない場合」とし、2.8.2のパラ2の3行目以降を2.8.1のパラ1の後にパラ2として移す。

3.1.1 協力シナリオ形成

14. 協力準備調査の定義との整合性

⇒協力プログラム形成に置き換える。パラ2の「協力シナリオ形成」も「協力プログラム形成」に修正。

3.1.2 プロジェクト形成

15. わかり易い記載

⇒(調査実施決定から TOR 作成まで)をパラ1の前に、(フィービリティ調査の実施)をパラ4の前に記載。パラ1の「環境社会配慮の作業を終了する」の前に「この段階で」を挿入。パラ4の「事業段階より上位の調査」の後に、(マスタープラン調査)を挿入。パラ5の「プロジェクトについては」の後に、「十分な調査期間を確保し、」を挿入。パラ6の「環境社会配慮調査のTORに反映させる」の「のTOR」を削除。パラ7の「カテゴリBプロジェクトについてはIEEレベルで、」の後に、「マスタープラン調査の場合はIEEレベルで、」を挿入。パラ8の「報告書案」を「調査結果」に代替。

16. 「十分な調査期間を確保し」の挿入

⇒3.5.2、3.5.3、3.5.4、の各パラ1の該当部分を「調査団に環境社会配慮に必要な調

査団員を、十分な調査期間を確保し参加させる」とする。

17. 「環境社会配慮調査の TOR に反映させる」の「の TOR」を削除

⇒3.1.3 のパラ 4、3.5.3 のパラ 3、3.5.4 のパラ 3。

18. 「必要に応じて」の位置を「現地ステークホルダーとの協議」の後に移動

⇒3.5.3 と 3.5.4 のパラ 6 の該当部分を「環境社会配慮の概要検討時に、情報公開の上、現地ステークホルダーとの協議を必要に応じて行い、JICA はその結果を反映させる」とする。

19. 戦略的環境アセスメントの表現を強める。

⇒現行 JICA ガイドラインにある「努力する」を削除した。また、中間報告書 4.2.1 の(4)の④の「できるだけ反映させる、可能であれば適用するよう努める」よりは強い表現とした。

3.1.3 補完型

20. プロジェクト形成に含めて記載

⇒3.1.2 のパラ 3 に「補完型の協力準備調査において環境社会配慮調査を行う場合には、パラ__からパラ__の手続きについては補完する内容に応じて実施する。」を挿入する。以下のパラ 3 以降は一つずつ繰り下げる。

21. 環境レビュー、「モニタリング及びモニタリング結果の確認」の一本化

⇒有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクトともに、ほぼ同じ表現振りであり一本化して記載する。

3.2.2 詳細設計調査

22. 記載箇所

⇒「モニタリング及びモニタリング結果の確認」の中で記載する。

3.3.1 環境レビュー(無償資金協力)

23. カテゴリ A のパラ 3

⇒「相手国等から提出された報告書等と必要に応じて行う現地調査で得た情報を用いて」に修正(有償資金協力と横並び)。

以上